

教えてマイナちゃん！ マイナンバー制度Q&A

マイナンバーキャラクターのマイナちゃんが、制度について分かりやすく解説します。

マイナちゃん、
マイナンバーってなあに？

住民票がある人全員に配付される12桁の番号で、社会保障や税の手続きに使われるんだよ。



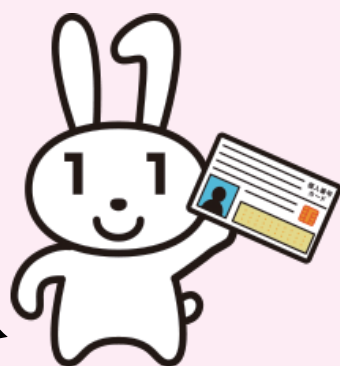
もっと詳しく！

マイナンバーは平成27年10月以降、日本国内の全住民（住民票のある外国人を含む）に通知され、生涯にわたって使います。個人が特定されないよう、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。

通知カード、個人番号カードってなあに？

通知カードは10月以降に全住民に配付されるマイナンバーを通知するカードだよ。

個人番号カードは平成28年1月以降に申請に基づき配付されるカードで、本人確認に利用できる公的身分証明書なんだ。無料で取得でき、様々なサービスに利用できるからぜひ申請してね！



もっと詳しく！

通知カードは10月以降に簡易書留で住民票の住所に送付される紙製のカードです。個人番号カードは無料で取得できる顔写真付きのICカードです。取得は任意ですが、本人確認の身分証明書としての使用、e-Taxなどの電子申請を行えるほか、将来的に様々な利用が検討されていますので、ぜひ交付を申請してください。個人番号カードの交付申請書は通知カードとともに送付されます。

マイナンバー制度が始まったら何が変わるの？

勤め先からマイナンバーを聞かれたり、社会保障の手続きで個人番号カードなどの提示が必要になるんだ。また、行政手続きの際に添付書類の一部が不要になるよ。



もっと詳しく！

平成28年1月以降、民間事業者が源泉徴収票の作成や健康保険の手続きなどをする際に、本人のマイナンバーが必要になるため、個人番号カードなどの提示を求められます。また、児童手当や生活保護など、行政機関における社会保障の手続きにおいても、個人番号カードなどの提示が必要になります。一方、行政機関の情報連携により、各種手続きの際にこれまで必要だった添付書類の一部が不要になり、利便性が向上します。



まもなくマイナンバー制度がはじまります！

いよいよ10月からすべての市民の皆さんにマイナンバー（個人番号）が通知され、マイナンバー制度がはじまります。平成28年1月には、社会保障や税の手続きでマイナンバーの利用が開始され、申請者への個人番号カードの交付もはじまります。

平成29年1月からは個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用が開始され、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、様々な行政サービスに関するお知らせをスムーズに受け取ることができます。



マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降	平成28年1月	平成29年1月	平成29年7月
マイナンバーを住民票の住所に通知 住民票を有する方（住民票がある外国人を含む）に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。	マイナンバーの利用開始 税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カードの交付もはじまります。 ※年金の手続きでは平成29年1月以降の利用が予定されています。	個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始 マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。	地方公共団体なども含めた情報連携を開始 情報連携により事務が確実かつスムーズになり、各種手続きの際に添付書類の一部が不要になるなど国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。

個人番号通知カードの送付について

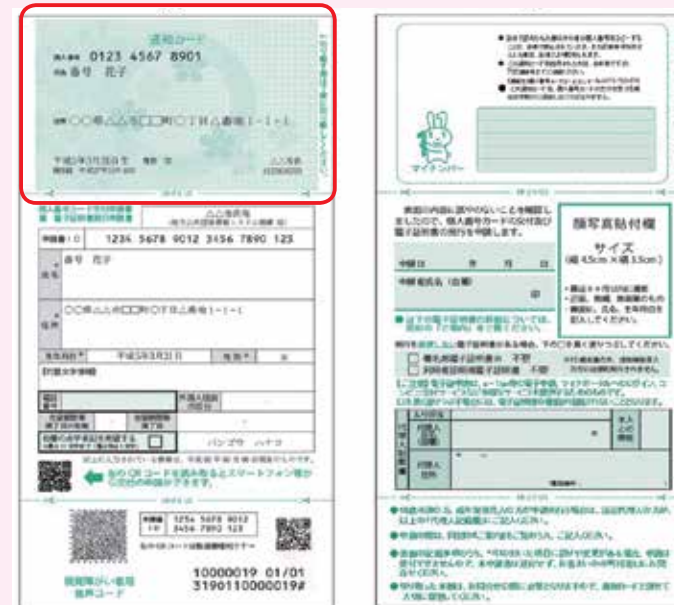
平成27年10月以降、住民票の住所地に個人番号通知カードが送付されます。通知カードは世帯単位で簡易書留により送付されます。

住民票の住所と異なるところに住んでいる方は、通知カードを受け取れない可能性がありますので、現在お住まいの市区町村に住民票を移してください。

ただし、震災被災者などやむを得ない理由により住民票を移すことができない方は、下記の居所情報登録申請を行ってください。



▼通知カード（案）個人番号カード交付申請書が同封されています



登録はお早目に！ ～居所情報登録申請～

やむを得ない理由により住民票の住所地でマイナンバーが記載された「通知カード」を受け取ることができない方は、居所情報登録申請書を9月25日（金）までに住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送（必着）してください。

申請書は、市民課窓口または市のホームページから入手・ダウンロードすることができます。

申請が認められた方には、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請が必要な方については右記をご覧ください。

- ① 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難している方
 - ② DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動している方
 - ③ 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所している方
 - ④ ①から③以外の方で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方
- ※ ④のやむを得ない理由については、市民課（内線313）までお問い合わせください。